**令和７年度　大台町大学等入学支度金**

**～　大学等入学のための支度金を支給します（所得制限あり）　～**

　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校の後期２年の課程又は専修学校の専門課程（大学に設置される専攻科、別科又は大学院は除く）に入学する者に対して、入学のために必要な資金を支給し、社会に貢献する人材を育成することを目的とする制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | ＊令和７年度に大学等に入学する者。　１人１回に限ります。ただし、編入の場合は除きます。＊大学に入学した日において大台町の住民登録台帳に５年以上登録されている者。ただし、次の場合は対象となります。（１）大学等に進学するために転出した場合。（２）５年未満であっても大台町立中学校を卒業した場合。＊支度金を受ける者及び当該支度金を受ける者と同一の生計に属する全ての者（※１）の前年の所得合計額が、三重県教育委員会三重県高等学校等修学奨学金における三重県教育委員会教育長が定める基準以内であること。【別表１】ただし、大台町の町債権の滞納がある場合は対象となりません。 |
| 申請方法 | 所定の申請書に必要書類を添付し、大台町教育委員会事務局子ども教育課へ提出してください。（郵送で提出いただくこともできます。）申請者は、本人です。※申請書は、大台町教育委員会事務局子ども教育課にあります。　大台町のホームページからもダウンロードできます。 |
| 支給金額 | ＊４年制・６年制大学に入学した場合　　　　　　　　　　　　　　　１０万円＊短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校（第４学年）に入学した場合　５万円＊３年制の短期大学及び専修学校専門課程に入学した場合　　　　　7万５千円＊４年制の専修学校専門課程に入学した場合　　　　　　　　　　　　１０万円＊短期大学、高等専門学校を修了し、４年制大学及び６年制大学に編入する場合 【別表２】 |
| 添付書類 | １　大学等在学証明書または学生証２　同一の生計に属する全ての者の住民基本台帳に登録のある住民票（就学のため本人の住所が異なる場合、本人の住民票も添付してください。）３　同一の生計に属する全ての者の所得課税証明書４　同一の生計に属する全ての者の町税等の完納証明書※２，３，４については、教育委員会が公簿等によって確認することに同意いただける場合は、申請書にその旨を署名のうえ、添付を省略することができます。 |
| 申請時期 | 大学に入学した日から起算して６０日以内 |

※１　同一生計とは、下記のいずれかに該当する者です。

　　　（１）住民基本台帳上に同一世帯として編成されている者

　　　（２）住民基本台帳上は別世帯であるが、同一世帯員として申請書に記載されている者

　　　（３）住民基本台帳上は別世帯であるが、婚姻継続中の父母

　　　（４）住民基本台帳上は別世帯であるが、同一敷地内又は隣接する敷地内に住所を有する者

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 対象となる所得上限（給与所得控除後） | ひとり親家庭の基準所得 |
| ３人以下 | 3,９00,000 | ４,９00,000 |
| ４人 | 4,７00,000 | ５,８00,000 |
| ５人 | 5,８00,000 | ６,９00,000 |
| ６人 | ６,７00,000 | ７,９00,000 |
| ７人 | ７,５00,000 | ８,７00,000 |
| ８人以上 | ８,２00,000 | ９,５00,000 |

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 修了 | 編入先 | 支給額 |
| ２年制短期大学又は高等専門学校 | ４年制大学及び６年制大学 | 50,000円 |
| ３年制短期大学又は高等専門学校※２ | 25,000円 |

※２　商船高等専門学校航海科

注意事項

* 詳細な内容については、大台町ホームページをご覧ください。また、要綱、申請書は、大台町ホームページに掲載しています。

問合せ先：大台町教育委員会子ども教育課

 　　TEL：０５９８－８２－３７９１

　　 FAX：０５９８－８２－３１１５